「新宿区第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）
パブリック・コメント等実施結果（概要）

1　パブリック・コメントにおける意見について

（1）　パブリック・コメントの実施期間

令和6年9月15日（日）から令和6年10月15日（火）まで

（2）　意見提出者数および提出方法

意見提出者2名・団体

ホームページ	0名 ・団体
持参	0名 ・団体
ファックス	1名 ・団体
郵送	0名 ・団体
その他（メールにて提出）	1名 ・団体
合計	2名 ・団体

（3）　意見数および意見の計画への反映等

意見数　43件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	5件	No.1-5
2	第Ⅰ章 「計画の概要と改定の基本方針」に関する意見	12件	No.6-17
3	第Ⅱ章 「ホームレスの現状」に関する意見	3件	No.18-20
4	第Ⅲ章 「これまでのホームレス問題への取組と課題」に関する意見	9件	No.21-29
5	第Ⅳ章 「ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組」に関する意見	5件	No.30-34
6	第Ⅴ章 「計画の推進等」に関する意見	1件	No.35
7	その他の意見	8件	No.36-43
	合計	43件	

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえ修正する	6件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	2件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	2件
D	今後の取組の参考とする	6件
E	意見として伺う	14件
F	質問に回答する	12件
G	その他	1件
	合計	43件

■パブリック・コメントでの意見・質問要旨と区の考え方

【対応】
A 意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえ修正する ／ B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ ／ C 意見の趣旨に沿って計画を推進する／
D 今後の取組の参考とする ／ E 意見として伺う ／ F 質問に回答する ／ G その他

NO.	頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
1	—	全般	第Ⅳ期推進計画の取組を基本的に継承し、三つのポイントを柱に施策の見直しを行っているので、わかりやすい構成になっている。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 引き続き、区民にわかりやすく情報提供できるよう、適切な記載に努めていきます。
2	—	全般	目次は各章・各節までの記載になっているが、より下位のかっこ書きの項目まで記載したほうがわかりやすい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 各章・各節に連なる項目につき、目次に掲載いたします。
3	—	全般	付属の資料として、関係機関（例えば、策定委員が所属するNPO）の紹介を書くべきである。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ハンドブック版資料の作成において、地域で活動するNPOを含め「OneTeam」に参画する関係主体を紹介する文章を掲載し、情報提供に努めていきます。
4	—	全般	施策について費用対効果の見える化がなされておらず、本計画のターゲットが見えない。	E	ご意見として伺います。 本計画では、ホームレスの自立の実現を重視する観点から、支援のあり方を主軸として整理、掲載しております。全編を通してみると定量的評価が必ずしもそぐわない点もあるため、本計画では費用対効果の検討は行いません。
5	—	全般	施策→指標→現状→目標→（SDGsを踏まえた）評価、につき数値化するシステムを構築したうえで進捗状況を把握し、計画に反映すべきである。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 基本施策1「実態把握と広報・周知・相談支援体制の機能強化」にてお示しした早朝・深夜帯路上生活者実態調査も踏まえ、現状の把握に努め、支援に反映していきます。
6	2	Ⅰ章	（ホームレス数が大幅に減少したとの記載について）戸山公園でのブルーテント、段ボールハウスが見られなくなったことから、ピーク時からのホームレス数の大幅な減少は想定されることかもしれないが、このような記載からは、「そろそろホームレス対策は充分ではないか、縮小してもよいのではないか」と早合点する人が多くなるのではないかと心配になる。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 2ページ12行目から13行目につき、以下の通り追記します。 [追記] その数は近年おおむね横ばいの傾向を示すことから、増加に転じる可能性が常にあります。
7	2	Ⅰ章	オリンピックなどの「環境対策」として、ブルーテント、段ボールハウスが撤去されたという事情も考えられる。	F	ご質問に回答します。 平成16年度から地域生活移行支援事業により、関係部署が協力して、ホームレスへの声かけなどを実施し、平成27年には新宿中央公園においてブルーテントや段ボールハウスはなくなりました。
8	3	Ⅰ章	国の特別措置法、基本方針や都の実施計画、区の基本構想、総合計画、基本計画との関係の中に個別計画として位置付けているのは、簡潔で丁寧な説明になっていてよい。「都市マスタープラン」は関連する上位計画ではないのか。	F	ご質問に回答します。 新宿区総合計画は、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせ持ち、一体的な計画として策定しているため、都市マスタープランは本計画の上位計画となります。
9	3	Ⅰ章	本計画は、「実行計画」に含まれていないのか。	F	ご質問に回答します。 実行計画は、本計画「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」をはじめ、様々個別計画の内容を反映し策定しており、本計画を含んでいます。
10	4	Ⅰ章	特別措置法が時限法となったのは、ホームレス問題はいずれ解決されると考えたからだろうか。	G	特別措置法が時限法となった件については国の立法過程に係るものであり、新宿区としては回答いたしかねます。
11	4	Ⅰ章	書き出しの4つの段落の記載がわかりにくい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 4ページ「3計画の構成と見直し」「（1）ホームレスの定義とタイプ」の5行目から8行目について、以下の通り修正します。 [修正前] また、路上生活は未経験であっても、終夜営業店舗等で起居する「見えにくいホームレス」や「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が存在し、同様に安定した住居がなく生活に困窮していることから、定義上のホームレスに加え支援の対象としてきたところです。 [修正後] また、第Ⅳ期推進計画では、終夜営業店舗等で起居する「見えにくいホームレス」や「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が存在し、同様に安定した住居がなく生活に困窮していることから、「特別措置法」第2条に定義するホームレスに加え支援の対象としてきたところです。

NO.	頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
12	5	Ⅰ章	介護保険制度の利用が原則65歳からの一方で、本計画でおおむね50歳を境に[タイプ1][タイプ2]に分けたのはなぜか。	F	ご質問に回答します。 タイプの区別を踏まえた支援の考え方については、第Ⅱ期推進計画から整理をするようになりました。おおむね50歳を境に、福祉的支援に重点を置く層と就労支援に重点を置く層に分かれると考えられたことから、「おおむね50歳」を目安に支援の在り方を区別したところです。本計画においてもこの考え方を踏襲しております。
13	5～6	Ⅰ章	ホームレスの半数程度が、知的・精神の障害を有すると聞いたことがある。その点に留意し計画素案をみたところ、タイプ1の一部とタイプ2が該当すると思われる。素案における支援のウエイトは、タイプ3とタイプ4にあると思われる。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害・傷病を有するホームレスについては、タイプ1の一部とタイプ2が該当します。タイプ3とタイプ4については仕事と住宅が確保できればすぐにでも自立ができる層ととらえ、より就労支援に特化した施策を展開します。このことから、タイプ3とタイプ4については、素案における支援のウエイトが大きくみられるようになっております。
14	5～6	Ⅰ章	全体の70パーセントを占める60歳以上、30パーセントを占める70歳以上は、タイプ1のなかでも健康問題を抱え、就労困難である。これらの世代に対し、アセスメントの全員実施から自立を促すための、タイプ1のなかの別メニューを作り、福祉的な支援を行うべきである。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 50歳以上のなかでも高齢層は就労自立が困難であることから、公的年金、介護保険、老人ホームといった福祉環境の整備を重点的に支援していきます。
15	6～8	Ⅰ章	基本施策の見直しについては、第Ⅰ期計画から第Ⅳ期計画の施策を数値評価したうえで、併せて得たノウハウやアセスメントを反映すべきである。また、基本施策を、数値化等に基づき8以下に集約したうえで、本計画の骨子として策定することが必要である。	E	ご意見として伺います。 本計画では、ホームレスの自立の実現を重視する観点から、支援のあり方を主軸として整理、掲載しております。全編を通してみると数値評価が必ずしもそぐわない点もございます。 また、基本施策については、第Ⅳ期までの推進計画との連続性を確保する観点から、原案の八つを基本として整理いたします。
16	9	Ⅰ章	「区、区民、関係機関、民間団体が共通の認識のもとOneTeamで支援できる環境を整備します」と記載があるが、これらはひとつのTeamとしてまとめるには大きく、機動的に動けなくなる。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「OneTeam」は、区全体の支援体制づくりと個別の支援のいずれについても、関係主体の協働を進める観点で掲載したものです。取り組む事案に応じ、柔軟にOneTeamづくりを行い、機動的な運用を確保できるよう努めてまいります。
17	10	Ⅰ章	「三つの見直しを反映」ということを明確化するために、「基本施策三つの見直し」とタイトルをつけるとよい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 素案10ページに掲載の概略図の「3　三つの見直しを反映」につき、「3　基本施策三つの見直し」と修正します。
18	17	Ⅱ章	「多くのホームレスが自立した」との記載について、完全に自立したのか、給付により生活を自立させられたのか、依然として何らかの支援が必要なのか、人数・割合を含め、丁寧な記載がほしい。	E	ご意見として伺います。 本項目における「自立」には、年金の受給、老人ホームへの入所といった福祉的環境整備に加え、生活保護の受給を前提とした地域生活への移行が含まれ、自立の程度は支援の段階によりさまざまであり、その人数や割合をお示しすることは困難です。
19	17以降	Ⅱ章	ホームレス数の推移につき、平成27年、あるいは平成26年以降の推移が示されているが、それ以前のデータは記載しないのか。	F	ご質問に回答します。 第Ⅳ期推進計画までは、平成16年以降のデータを記載しておりましたが、本計画では内容が煩雑になることから、過去10年のデータについて掲載することとしました。
20	17	Ⅱ章	平成27年以降、ホームレスが減っていないことへの対策が、今後重要になる。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 引き続き、区内へ流入するホームレスへの自立支援や再路上化への対応といった課題に取り組み、より多くの方が自立を実現できるようめざしていきます。
21	36	Ⅲ章	リード文より後ろの箇所につき、個々の取組の項目についての記載が多くわかりにくい。	E	ご意見として伺います。 本章はこれまでに展開した施策について、個別の事業に即し現状・成果・課題・今後の方向性をまとめたものでございます。PDCAサイクルに沿って今後の施策のブラッシュアップを図るため必要な個所でございますので、個々の取組につき、取りまとめているものでございます。
22	53	Ⅲ章	「①民間宿泊所の借上げ」について、家賃（借上げ費用）はどの程度か、利用者負担はあるのか、部屋面積はどの程度か。	F	ご質問に回答します。 区では、複数の民間宿泊所と単価契約を締結し、1泊毎に宿泊費用を支払っています。宿泊費用は、食費や管理費等を含めて、1泊あたり3千円から5千円程度です。利用者負担はありません。一人あたりの専有面積は、概ね3,3㎡から9.9㎡です。
23	54	Ⅲ章	「③自立支援ホーム」について、家賃（利用者負担額）はどの程度か、一人当たりの専有面積はどの程度か。	F	ご質問に回答します。 家賃（利用者負担額）はありません。一人あたりの専有面積は約6.4㎡です。
24	56	Ⅲ章	「⑥生活支援付き住宅（都市型軽費老人ホーム等）の整備」について、ほぼホームレス専用なのか、定員は何名程度か。居室は個室か。一人当たりの面積はどの程度か。食事はホーム内調理か。入居者の自己負担額はどの程度か。減額制度はあるか。	F	ご質問に回答します。 都市型軽費老人ホームはホームレス専用施設ではありません。区内に4施設あり、全て定員は20名で、個室になっており、5～6畳程度となっています。食事は外部で調理したものを提供していますが、一部ホーム内で調理している施設もあります。入居者の自己負担額は、収入に応じた減免措置があり、月額11万円程度から24万円程度までとなっています。

NO.	頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
25	56	Ⅲ章	都市型軽費老人ホームについては、特別養護老人ホームと比較して説明があるとわかりやすい。	E	ご意見として伺います。 特別養護老人ホームは要介護高齢者のための施設であるため、ホームレスの自立支援等に関する本計画に都市型軽費老人ホームと比較して説明することは考えていません。
26	60	Ⅲ章	区立図書館に「ホームレスの自立支援ハンドブック」がないので、中央図書館だけでなく、地域図書館に開架で並べるようにすべきである。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在「ホームレスの自立支援ハンドブック」については、在庫がないため、区立図書館で配架できない状況となっています。 令和7年度に新しいハンドブックが作成され次第、区立図書館を利用される方に手に取っていただけるよう、中央図書館及び地域図書館のパンフレット棚等に配架します。
27	64	Ⅲ章	令和5年度歳出決算を9番目の基本施策として記載しているように見える。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 歳出決算については、「2　新宿区の取組」から独立した項目として、「3　ホームレス対策に要する経費」として設定し、第Ⅳ期推進計画における取組の列挙とは別のものとして記載いたします。
28	65	Ⅲ章	令和5年度歳出決算について、ホームレス対策111,445,487円は、介護保険制度の上乗せとして行っているおむつ費用の助成と同程度の額である。これに含まれない歳出もあるのか。	F	ご質問に回答します。 令和5年度歳出決算におけるホームレス対策としての事業費の総額は110，052，683円でございますが、これとは別に、応急援護事業の一環として購入している日用品・食料品に、1，358，433円を要しています。また、相談援助を経て生活保護の受給に移行した者への扶助費もここには含まれていません。
29	―	Ⅲ章	宿泊所や住宅の提供、相談、巡回などの取組ごとの支出と利用者数がわかれば示してほしい。	F	ご質問に回答します。 区の取組として行っている各事業の歳出額については、令和5年度決算を経て掲載しましたので、こちらをご参照ください。 また、それぞれの取組の利用実績は「Ⅲ章　これまでのホームレス問題への取組と課題」にて、現状と成果を整理しております。
30	67	Ⅳ章	施策によるホームレスの減少と、職と住まいを失った人々が流入することによるホームレスの増加がせめぎあい、新宿区のホームレスがなかなか減らない。本計画の書き方として、施策の展開がなければホームレスが増加に転じてしまうことをアピールしたほうがよい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 67ページ「1　解決のための基本的な考え方」「（1）ホームレス対策の現状認識」につき、以下のとおり追記します。 [追記] ③これらの施策により、ホームレス数はピーク時から大幅に減少しましたが、近年はおおむね横ばいの状況が続いていることから、引き続き施策を展開しなければ、ホームレス数は常に増加に転じる可能性があります。 ※以下、項番を順次繰り下げます。
31	70	Ⅳ章	国や東京都に対し要望の記載がある。本計画を策定し世に出すことが、全国に先駆けたトップランナーとして、国や東京都に対し有効な働きかけである。目指せShinjukuCityホームレスZERO。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 引き続き、本計画を含めた先駆的な施策に取り組みつつ、国や都による広域的・総合的な施策展開を促していきます。
32	70	Ⅳ章	「ホームレス自立支援事業のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等は、特別措置法の理念・趣旨に基づき、生活困窮者自立支援法で実施することとなり、支援の仕組みが大きく変わりました」について記載があるが、自立支援により重点が置かれるように変わったのか。	F	ご質問に回答します。 生活困窮者自立支援法第一条において、「生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る」こととされ、市（特別区を含む）は「生活困窮者自立相談援助事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」ことが定められました。
33	71～73	Ⅳ章	曖昧な、マイルドな、抑えた、我慢した記述だが、住宅弱者に対する国の政策を方向転換させるには、もっと過激な表現が必要である。そのようにすれば、少子化対策、格差是正、地方再生、震災対策のために住宅建設を国が公共事業として進めるかもしれない。	E	ご意見として伺います。 東京都及び国に対し、それぞれの基本的な役割に沿って、引き続き住宅確保を始めとした社会資源の整備を要望してまいります。
34	83	Ⅳ章	「⑨居住支援法人との連携強化」について。高い目標が掲げられている。私も居住支援協議会に期待したことがあるが、新宿区の居住支援協議会の委員のうち、会長・副会長を含む過半数が行政職である。居住支援法人の委員がおらず、突飛な意見・異論が出ない構成となっており、議事録からも、協議会の議論が低調になっていると感じられる。	E	ご意見として伺います。 新宿区居住支援協議会の会員は、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体（新宿区）から構成されており、居住支援法人2団体からもご参加頂いています。 議論の活性化に向けて、会員構成の検討を行ってまいります。
35	94	Ⅴ章	これについて、Ⅳ章と別建てにした理由はなぜか。	F	ご質問に回答します。 第Ⅳ章は、本計画における区の取組を、八つの基本施策と各事業に整理して掲載したものです。本計画の継続性の確保という観点について取りまとめたものが、第Ⅴ章でございます。
36	―	その他	計画（素案）表紙における年月の記載が「令和7年3月」となっているが、「令和6年9月」とすべき。	E	ご意見として伺います。 本計画の策定・公表を予定している時期として、「令和7年3月」と記載しております。

NO.	頁	章 番号	意見要旨	対応	区の考え方
37	―	その他	「意見を提出できる方」の記載について。誰もが意見を述べることができるのがパブリック・コメントの趣旨だと考えている。このような記載は、意見を述べる人や意見の内容を制限する恐れがある。	E	ご意見として伺います。 パブリック・コメント制度の趣旨は、意見や情報を提出する意思のあるものであれば、だれでも提出できるという考えですが、区としては、区民との協働による開かれた区政の推進を目的としているため、区民を中心に、公表案に利害関係を有するものについても、意見を提出することができるとしています。
38	―	その他	集まったコメントをただ「意見」として分類すると、担当者がポジティブな評価をせず、「そのような考え方や意見が存在する」ことを記録するにとどまり、計画には反映されない。	E	ご意見として伺います。 パブリック・コメント制度では、いただいた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対して、区の考え方を公表することとしています。 今後も、本制度の運用により、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区と区民との協働による開かれた区政を推進してまいります。
39	―	その他	個人としてホームレスを支援している者について、実態調査が欠如している。人数や動機、支援内容、経費等といった基礎データを把握すべきである。	E	ご意見として伺います。 多くの区民のかたがたが、ホームレス問題に関心を持ち、区への情報提供も含め、さまざまな形で支援されていると認識しております。区としては、区民からの情報提供をひとつの手がかりとしてホームレスの情報収集・情報整理のうえ、個別のホームレスの支援につなげられるよう努めてまいります。
40	―	その他	個人としてホームレスを支援している者も、デジタルトランスフォーメーション化の時代の一方で行政によるアセスメント情報のオープンが一切なく、支援の在り方に苦慮している。	E	ご意見として伺います。 区民も含めた連携体制の構築の必要性の一方で、支援を受ける方々の個人情報を保護する必要もあり、個人的な事情やアセスメントに係る情報をどの程度までお伝えできるかは、個別のホームレスとのかかわりのなかで判断されることと考えられます。この点では、個人として支援している方に対して、必ずしも情報を開示できないこともある、という点はご理解いただく必要があります。
41	―	その他	納税者は経済的に自立しているため、ホームレスへの支援については、ソフト面の費用対効果を重視し、ハード面の施設・インフラは転用できるように整備すべきである。	E	ご意見として伺います。 本計画では、ホームレスの自立の実現を重視する観点から、支援のあり方を主軸として整理、掲載しております。全編を通してみると定量的評価が必ずしもそぐわない点もあるため、本計画では費用対効果の検討は行いません。
42	―	その他	（分類されない問題意識として）相対的貧困、生活保護世帯、障害者、ホームレス、をベン図として記載し、その重なり具合によって現状が読み解かれ、さらにホームレスの特徴（収入、健康）がわかれば、これからの取組の方向が見えると思う。基本的には全般的な社会保障・障害者福祉・生活保護・公営住宅（これも拡張が必要である）で対応し、それで救済しきれない部分について、ホームレス向けの制度を作り対応することになると思われる。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 個別のケースの事情や特徴につき情報収集・整理を進めることで、PDCAサイクルを通じた施策のブラッシュアップを図ることで、より実態に即した支援体制を構築できるよう努めてまいります。
43	―	その他	（分類されない問題意識として）ホームレス問題を解決する難しさは、本人及びその家族の自助努力ができないことにある。要介護の独居高齢者と共通の問題があるのではないか。独居高齢者についても、自ら主張しなければ、多忙なケアマネージャーは時間を割くことはなくなってしまう。昨今のヘルパー不足も加わり、サービスの水準が低下してしまう。	E	ご意見として伺います。 独居高齢者については、高齢者総合相談センターがどのような困りごとの相談にも対応する機関であることを周知すると共に、地域の方が近隣の高齢者の異変に気付いたら高齢者総合相談センターに連絡していただく等の見守り体制を整え、必要な支援につなげられるよう取り組んでいます。